

～日々の心地よい暮らしを応援します～



ガス衣類乾燥機導入助成金制度



適用条件	市とガスの小売供給契約を締結する人及び団体がガス料金を滞納していないこと 衣類乾燥機を専用住宅又は併用住宅に設置に要する経費で下記に該当すること ① ガス式衣類乾燥機であること(中古を除く) ② 都市ガスを燃料とすること ③ 住宅又は併用住宅(店舗等)への設置であること
助成額	・対象機器1台あたり3万円(先着 20台) ・助成金は、事業完了後に翠ポイントで付与します。
申請時期	令和8年4月1日(水)から令和9年2月28日(日)まで
助成金の申請	下記書類をガス水道局お客さま係又は能生ガス水道係へ提出してください。 ・ガス衣類乾燥機導入助成金交付申請書 ・対象機器の設置場所が分かる図面
交付決定通知	助成対象として決定した方には、ガス水道局から交付決定通知書を送付します。※決定前の工事は対象外です。
実績報告書の提出	下記資料をガス水道局お客さま係又は能生ガス水道係へ提出してください。 ・ガス衣類乾燥機導入助成金実績報告書兼請求書 ・対象機器の設置状況が分かる写真 ・対象機器の保証書の写し(保証書がない場合にあつては、領収書の写し) ・個人番号カードの写し、住民票の写し又は運転免許証の写し等
提出の時期	対象機器の設置工事が完了したときは、下記のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。 ・事業が完了した日から起算して30日を経過する日 ・事業の完了した日の属する年度の3月31日



お問い合わせ先
糸魚川市ガス水道局お客さま係 ☎025-552-1540